

平成24年度第3回

定期監査結果報告書

多治見市監査委員

多 監 第136号
平成25年3月25日

多 治 見 市 長 古川 雅典 様
多治見市議会議長 若尾 靖男 様

多治見市監査委員 尾関 恵一
同 井上 あけみ

平成24年度第3回定期監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成24年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

第1 監査の対象

経済部：産業観光課、企業誘致課、陶磁器意匠研究所

福祉部：福祉課、子ども支援課、高齢福祉課

建設部：道路河川課、用地課、建築住宅課、緑化公園課、
五大プロジェクト建設事務局

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

平成24年度（4月1日～1月31日）における財務に関する事務の
執行及びその他の事務の執行

第4 監査の期日

平成25年2月5日から3月1日まで

第5 監査の方法

今回の定期監査においては、上記の監査対象各課からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的・経済的に行われているか、かつ、合理的に運営されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の監査手続きを実施した。

この監査のため、対象各課及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

- (1) グループ編成表
- (2) 事業及び事務の執行状況説明書
- (3) 予算重点施策説明書
- (4) 負担金補助及び交付金明細書
- (5) 委託料明細書
- (6) 工事請負費明細書
- (7) 支出命令書関係書類（抽出分）

監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に注意を

要する事項、及び要望したい事項については次のとおりである。

注意事項

支払い事務について 【陶磁器意匠研究所】

委託料の支払いにおいて、一部支払いが遅延した事務処理があったため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等を遵守し、支払い事務を適正に行うよう徹底されたい。

要望事項

地域福祉事業の推進について 【福祉課】

地域福祉の推進においては、地域の中で積極的な活動が期待される人材の育成が重要である。平成 24 年度には、人材育成を目的とした事業も実施されているが、地域力の低下が懸念されていることから、更に積極的に人材を育成する事業に取り組みたい。

シルバー人材センターへの支援について 【高齢福祉課】

シルバー人材センターについては、働く意欲のある高齢者に対し、就労をとおして地域社会に参加する機会を提供する重要な役割を担っていると考える。近年、シルバー人材センターへの登録者数も減少しており、近隣市と比較しても非常に少ない状況である。従って、その原因を検証するとともに適正な運営が行われるよう支援をされたい。

自転車の事故対策について 【道路河川課】

自転車は手軽な乗り物として幅広く利用されているが、自転車による事故も多く発生している。事故の中には被害者となるばかりでなく、自らが加害者となる危険性もあり多額の賠償金を支払わなければならない場合もある。従って、自転車の危険性や賠償責任のリスク等に関する意識付けを行うことは重要であると考えため、啓発活動も含めた今後の自転車事故対策について検討されたい。

(仮)日本タイル館の整備について 【産業観光課】

(仮)日本タイル館整備は、今年度に建築設計等を実施されて

いるとのことであるが、未だ建設後の運営方針については明確になっていないのではないかと思料する。従って、運営を予定している地元の財団との協議を十分行っていただき、建設後に適正な運営ができるよう引き続き努力されたい。なお、この点については、平成 23 年 8 月執行の決算審査において要望したところであるが、事業の進捗も見られることから、この時点で再度要望事項とした。